

日朝基本条約案について

- 1 日朝国交正常化の過程は、(1)日朝国交樹立＝日朝基本条約調印、(2)経済協力協定交渉、(3)経済協力協定(実施10年)調印、(4)経済協力実施開始、(5)経済協力実施終了からなる。
- 2 2010年には、このうちの第一段階、日朝国交樹立＝日朝基本条約調印をめざす。
- 3 2010年にこれを実現するための運動の柱として、日朝基本条約についての提案を国民の側からおこなう運動を考える。
- 4 日朝基本条約を考えるには、1965年の日韓基本条約と対になるように考え、2002年の日朝平壤宣言によって新しい内容を加えることが妥当である。
- 5 添付した日朝基本条約案は、まず前文において、植民地支配について、平壤宣言から新しい内容を加えている。ただし、植民地支配が強制されたものと認めるというのは、平壤宣言を越える新しい内容を加えている。
- 6 第一条は日韓基本条約と同じである。
- 7 第二条は日韓条約の文言より「もはや」という一語だけをのぞいている。
- 8 第三条は日韓条約とはまったく異なる表現である。
- 9 第四条は、日韓条約では、国連憲章を遵守するという条項になっているのを除去して、代わりに、平壤宣言から経済協力の約束をとり、書き込んだ。
- 10 第五条、六条は日韓基本条約と同じである。
- 11 第七条は、平壤宣言の在日朝鮮人問題への言及にもとづき、あらたに作成した。
- 12 第八条は、平壤宣言にある対立の除去、過去の不祥事への言及、地域平和、核問題への言及を取り入れて、あらたに作成した。
- 13 第九条は、日韓基本条約の第七条と同じである。